

## 中小企業者等による経営力向上計画の認定申請の申請期間の末日が 「行政機関の休日」に当たる場合の取扱いを統一 —四国地域行政改善推進会議の意見を踏まえたあっせんによる改善—

中小企業経営強化税制の適用を受けるために必要な経営力向上計画の認定申請について、申請期間の末日が「行政機関の休日」に当たる場合の取扱いが認定機関によって異なり、申請者に不利益が生じる状況となっていたことから、中小企業庁に対して改善を求めるあっせんをしたところ、令和7年4月1日に改善措置が講じられました。

### 寄せられた行政相談の要旨

中小企業経営強化税制（設備取得費用の即時償却又は税額控除が受けられる租税特別措置）の適用を受けるため、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営力向上計画の認定申請書を認定機関に申請期限前の金曜日に郵送したが、**申請期間の末日（設備取得日から60日目）が休日（日曜）に当たり、翌開庁日（月曜）に届いたため、申請が受理されなかった。**

#### 四国地域行政改善推進会議での主な意見

- 申請期間の末日が「行政機関の休日」に当たる場合、**翌開庁日までの期限の繰延べをしなければ、実質的に期限を繰り上げる取扱いとなり、申請者に不利益が生ずることから、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第2条の規定の趣旨及び民法(明治29年法律第89号)第142条の規定を踏まえ、翌開庁日を申請の期限とすることが適当**
- 全ての認定機関において同様の事例が発生する可能性が高いため、**中小企業庁は、翌開庁日を期限とみなす旨を明示し、広く周知することが必要**

#### あっせん

令和6年3月28日、総務省行政評価局から中小企業庁に対し、認定機関に対して「設備取得日から60日目」が「行政機関の休日」に当たる場合は、**翌開庁日を期限とみなす旨を明示するとともに、申請者に広く周知することをあっせん**

### 中小企業庁による改善措置

中小企業庁は、令和7年4月1日、認定事務を行う各府省に対して示している実施要領を改訂し、紙申請においては、**設備取得日翌日から起算して60日目が閉庁日に該当する場合は、翌開庁日に到達した場合でも、翌開庁日の申請であることのみを理由に却下することなく、審査を開始することを明確にしました。**

また、同様に改訂した申請者向けの手引きを同庁ホームページに掲載することで、申請者に周知を図りました。

(本件に関する連絡先)  
総務省 行政評価局 行政相談管理官室  
電話 03-5253-5111 (代表)